

平成25年11月28日

肥料の公定規格における含有許容量を超えたニッケルが検出された汚泥 発酵肥料について

1 経過

平成25年11月8日、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが、肥料取締法に基づき「ニッコー有機株式会社 竹原工場」（広島県竹原市）に対し立入検査を実施しました。その際に収去した汚泥発酵肥料（肥料の名称：ニッコーウエーリキ、生産年月：平成25年2月、検査対象数量：840 kg）を分析したところ、同法に基づき定められた肥料の公定規格におけるニッケルの含有許容量 0.03% (300 mg/kg 相当) を超えるニッケル 0.04% (400 mg/kg 相当) が検出されました。これは、平成24年12月21日に公表した違反と同じ内容であり、今回で2度目となります。

(注) 含有許容量とは、同法に基づき、農林水産大臣が肥料の種類ごとに定める規格（公定規格）において含有を許される有害成分の最大濃度のことをいいます。

2 措置

農林水産省は、ニッコー有機株式会社に対し、ただちに違反状態を改善する措置を講じるよう、

- (ア) 検査対象肥料の生産量及び出荷状況
 - (イ) 検査対象肥料の出荷先に対して講じた措置及び当該肥料の処分方法
 - (ウ) 当該工場に残っている他のロットの肥料における有害成分の分析結果
 - (エ) (ウ)において含有許容量を超えるニッケルが検出された場合は、当該肥料の出荷先に対して講じた措置及び処分方法
 - (オ) 前回報告された再発防止のための改善措置を講じなかった理由
 - (カ) 含有許容量を超えるニッケルが検出された原因
 - (キ) 再発防止のために講じた改善措置の内容
 - (ク) 改善措置を講じて生産した肥料の有害成分の分析結果
- について、同法第29条第1項の規定に基づき報告を命じました。

当該事業者は、違反となった検査対象品と同一ロットの肥料 7,995 kgについては、出荷先が特定されていることから、現在回収を行っています。

なお、ニッケルは、高濃度では植物にとって有害となります。植物に吸収されにくいことから、今回の事案では、植物の生育及び当該肥料を用いて生産される農作物の安全性が損なわれるおそれはありません。また、含有許容量は、当該有害成分を含む肥料を100年程度運用した場合の土壤汚染の状態を考慮して定められています。